

函館市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 1 3 日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第 1 4 号

函館市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

函館市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例（令和 7 年函館市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条の見出しを「（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 1 1 条の見出しを「（乳児等通園支援事業所の職員の知識および技能の向上等）」に改め、同条第 1 項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 1 4 条の見出しを「（虐待等の禁止）」に改め、同条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 1 7 条第 6 号中「乳児，幼児の区分ごとの」を削り、同条第 7 号中「，終了」を「および終了」に、「および利用」を「その他の利用」に改める。

第 1 9 条第 1 項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第 2 1 条第 3 項中「係る利用定員」の後ろに「（子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 2 7 条第 1 項または第 2 9 条第 1 項の確認において定める利用定員をいう。）」を加える。

第23条の次に次の1条を加える。

(設備および職員の基準の特例)

第23条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

第27条後段を削る。

第28条中「その職員」を「その乳児等通園支援事業所の職員」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。